

情報提供

那医発第 389 号
令和7年10月17日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗
担当理事 上間 一



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「後期高齢者医療制度の窓口負担割合の見直しに伴う配慮措置の終了に関するリーフレットの送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖医発第 918号

令和 7年10月 9日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
副会長 平安 明



後期高齢者医療制度の窓口負担割合の見直しに伴う
配慮措置の終了に関するリーフレットの送付について

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、後期高齢者医療制度の窓口負担割合の見直しに伴う配慮措置の終了に関するリーフレットの送付についての通知となっております。

後期高齢者医療制度の窓口負担割合の見直しに伴う配慮措置が終了する旨につきましては、令和7年9月16日付け沖医発第816号「後期高齢者医療制度の窓口負担割合の見直しに伴う配慮措置の終了について」によりご案内申し上げているところです。

本配慮措置が終了することにより、現場においては、本配慮措置の対象患者等からの質問等に対応する必要があることが想定されることから、日本医師会から厚生労働省に対し、患者への周知用及び医療機関職員が患者へ説明するための資料の作成依頼が行われておりました。

今般、上記の資料が完成し、厚生労働省より添付のリーフレットがまいりました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

- 後期高齢者医療制度の窓口負担割合の見直しに伴う配慮措置の終了に関するリーフレットの送付について (令和7年9月30日（日医発第1077号）（保険）)

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第1077号（保険）
令和7年9月30日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
（公印省略）

後期高齢者医療制度の窓口負担割合の見直しに伴う配慮措置の終了に関する
リーフレットの送付について

後期高齢者医療制度の窓口負担割合の見直しに伴う配慮措置が終了する旨につきましては、令和7年9月8日付け日医発第956号（保険）「後期高齢者医療制度の窓口負担割合の見直しに伴う配慮措置の終了について」によりご案内申し上げているところであります。

本配慮措置が終了することにより、現場においては、本配慮措置の対象患者等からの質問等に対応する必要があることが想定されることから、本会から厚生労働省に対し、患者への周知用および医療機関職員が患者へ説明するための資料の作成依頼を行っていたところです。

今般、上記の資料が完成し、厚生労働省より添付のリーフレットがまいりましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

厚生労働省作成リーフレット

- ・【医療機関等の職員向け】配慮措置説明資料
- ・【患者向け】配慮措置終了のお知らせ

一定以上の所得のある（窓口負担割合が2割）方への 配慮措置が終了します。

- ・ 配慮措置は、窓口2割負担導入時に伴う急激な負担上昇を防ぐ目的で、令和4年10月1日から令和7年9月30日までの措置としておりました。
- ・ 令和7年（2025年）10月1日から、75歳以上の方等で一定以上の所得がある（窓口負担割合が2割）方への配慮措置が終了となります。
- ・ 配慮措置が終了となった後も、高額療養費制度により外来の自己負担の上限額は月18,000円（年間144,000円）までとなります。
- ・ 患者等から医療機関等に対し照会があった際には、Q&A（次頁）を参考に回答いただく、又は必要に応じて、厚生労働省が設置するコールセンターを案内いただく等、丁寧にご対応いただきますようお願いいたします。

コールセンターの設置期間等について

【設置期間】

令和7年7月1日（火）～令和8年3月31日（火）※日曜日、祝日、年末年始は除く

【対応時間】 午前9時～午後6時

【電話番号】 0120-117-571（フリーダイヤル）

※マイナ保険証や資格確認書に係る問い合わせについては、引き続きマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)にて承ります。

【参考】Q&A（患者等からの問い合わせへの回答）

Q1 窓口負担割合が2割の方への配慮措置とは。

A1 令和4年10月1日から、後期高齢者医療制度にご加入の方で一定以上の所得がある方は、医療費の窓口負担割合が2割となりますが、併せて2割となる方の負担を抑える配慮措置を設けております。

具体的には、令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間、2割負担となる方については、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額が3,000円までに抑えられます（入院の医療費は対象外です）。

Q2 配慮措置をなぜ終了するのか。継続するべきではないのか。

A2 配慮措置は、窓口2割負担導入時に伴う急激な負担上昇を防ぐ目的で、令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間の時限措置としておりました。

時限措置の性質上、制度施行から一定期間たった以降においては対象の方には原則通り2割負担をお願いするものであることから、今回、期限をもって終了するものになります。（なお、配慮措置が終了した後も、高額療養費制度により、外来の自己負担の上限額は、月18,000円（年間だと144,000円）までとなります。）

後期高齢者医療制度の持続可能性を高めるとともに、今後の現役世代の負担上昇の抑制を図る観点から、負担応力に応じた負担にご協力お願いいたします。

後期高齢者（窓口負担割合 2 割）の皆様へ

後期高齢者医療制度における配慮措置の終了について

後期高齢者医療制度の窓口負担割合 2 割の方に対する配慮措置（※）は、令和 7 年 9 月 30 日をもって終了します。

（※）令和 4 年 10 月 1 日から、一定以上の所得がある後期高齢者の方は、窓口負担割合が 2 割とされました。その際、施行後 3 年間（令和 4 年 10 月 1 日～令和 7 年 9 月 30 日）に限り、外来診療の自己負担額について、1 割負担の場合と比較した月の負担増加額が 3,000 円以内に収まるよう、配慮措置が設けられました。

令和 7 年 10 月 1 日以降、配慮措置が終了後も、高額療養費制度により外来の自己負担の上限額は月 18,000 円（年間 144,000 円）までとなります。

詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/newpage_21060.html

今回の配慮措置の終了に関するお問い合わせは、

「厚生労働省コールセンター(0120-117-571)」にお問い合わせください。

※コールセンター対応時間 令和 8 年 3 月 31 日（火）までの 9 時～18 時（日曜日・祝日・年末年始は除く）